

令和4年度 第1回若桜町農業委員会定例会議事録

| | | | | | | | | | |
|---------|---|---|-----|-------|-------|-------------------|------|-------|--|
| 招集年月日 | 令和4年4月12日 | | | | 招集の場所 | 若桜町保健センター 2階 大研修室 | | | |
| 開会時刻 | 午前9時00分 | | | | 閉会時刻 | 午後12時10分 | | | |
| 出席委員 | 1番 | 伊井野 孝一 | 2番 | 西山 博文 | 3番 | 藪田 道正 | 4番 | 盛田 敬一 | |
| | 5番 | 小林 正樹 | 6番 | 田中 圭子 | 7番 | 永原 聡 | 8番 | 津村 光明 | |
| | 9番 | 山本 義紀 | 10番 | 浅井 裕 | 推進委員 | 茗荷 主吉 | 推進委員 | 山本 昭子 | |
| 欠席委員 | | | | | | | | | |
| 日 程 | <p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 合意解約申出について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 農地等形状変更の届出について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第4号 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について</p> <p>5 付議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第1号 利用権設定等申出について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第2号 農用地利用配分計画案について</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案） 及び令和4年度の最適化活動の目標の設定等（案）</p> <p>6 その他</p> | | | | | | | | |
| 委員会出席者 | 中島事務局長 銀杏主事 | | | | | | | | |
| 議事録署名委員 | 1番 | 伊井野 孝一 | 2番 | 西山 博文 | | | | | |
| 議 事 内 容 | | | | | | | | | |
| 1. 開会 | 事務局 | 令和4年度第1回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名全員が出席で | | | | | | | |

| | | |
|---------------|--|---|
| | | <p>すので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。</p> |
| 2. 会長あいさつ | 会 長 | (会長あいさつ) |
| 3. 議事録署名委員の決定 | 会 長 | 議事録署名委員の決定です。今回は、1番の伊井野委員と2番の西山委員をお願いします。 |
| 4. 報告事項 | 会 長 | 報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。 |
| | 事務局 | 報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年3月9日から4月11日までの行事等についてです。まず3月9日ですが、令和3年度第12回農業委員会定例会を開催しました。22日に、鳥取県農業会議臨時総会が倉吉市で開催されました。4月5日ですが、東部地区農業委員会会長・事務局長会議が鳥取市で開催されました。そしてこの1か月間で、利用権設定等申出書を25件、合意解約申出書を4件、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を2件、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書を1件、農地等形状変更届出書を1件受理しました。 |
| | 会 長 | 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。 |
| | 委 員 | (意見等なし) |
| | 会 長 | 報告第2号、合意解約申出について、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 報告第2号、合意解約申出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字三倉の田3筆で、3筆の合計面積は3,157㎡です。賃貸人は若桜町大字三倉の〇〇〇〇、賃借人は若桜町の農業法人です。解約の理由は、新規耕作者への移行のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の日、いずれも令和4年3月8日です。 | |

事務局 2件目の届出に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は901㎡です。賃貸人は若桜町大字三倉の〇〇〇〇、賃借人は若桜町の農業法人です。解約の理由は、こちらも新規耕作者への移行のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の日は、いずれも令和4年3月8日です。

会長 担当委員から、何かありますか。

盛田委員 特にございません。利用権設定等申出の付議事項にも出てきます。

会長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委員 (意見等なし)

会長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 3件目の届出に係る農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は760㎡です。賃貸人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、賃借人は若桜町大字香田の〇〇〇〇です。解約の理由は、こちらも新規耕作者への移行のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の日は、いずれも令和4年3月22日です。

会長 担当委員から、何かありますか。

小林委員 賃借人に確認をとりました。今耕作している、〇〇〇〇と〇〇〇〇の農地は返すとのこと。返した後は、農地中間管理機構経由で若桜町の法人が借り受けます。

会長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 次の合意解約申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の届出に係る農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,783㎡です。賃貸人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、賃借人は若桜町の農業法人です。解約の理由は、こちらも新規耕作者への移行のためというものです。合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引渡の日は、いずれも令和4年3月8日です。

会 長 私の担当区域です。これまでは、賃借人がこの1筆だけを耕作していました。このたび、農地中間管理機構が受けるということで、賃借人はここから手を引かれます。実態としては、別の法人が耕作する予定です。

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 報告第3号、農地等形状変更の届出について、事務局よりお願いします。

事務局 報告第3号、農地等形状変更の届出についてです。

届出に係る農地は大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,367㎡です。所有者は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、耕作者は若桜町の農業法人です。形状変更の理由は、大型機械の出入りをしやすくするためというものです。変更内容は田への進入口の嵩上げ、形状変更の工期は令和4年4月20日から11月30日、計画の内容は嵩上げの高さ50センチ、面積10㎡です。

会 長 担当委員から、何かありますか。

| | |
|-------|---|
| 伊井野委員 | 大型の機械を入れるために嵩上げをするということです。工事の期間が長いと思われませんが、所有者としては、すぐにできるようにしたいと思っているそうです。 |
| 会 長 | 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。 |
| 委 員 | (意見等なし) |
| 会 長 | 報告第4号、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 報告第4号、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。 1件目の届出に係る農地は大字来見野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は250㎡で、そのすべてを転用されます。申請者及び請負業者は八頭町宮谷にありますこおげ建設株式会社となっております。工事名は県道若桜湯村温泉線の耐震補強工事、転用目的は工事用の仮設道路、転用期間は令和4年3月18日から6月30日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。 2件目の届出に係る農地は、こちらも大字来見野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は794㎡ですが、そのうち300㎡を転用されます。申請者及び請負業者は八頭町宮谷にありますこおげ建設株式会社となっております。工事名は県道若桜湯村温泉線の耐震補強工事、転用目的が工事用の仮設道路、転用期間が令和4年3月18日から6月30日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。 |
| 会 長 | 担当委員から、何かありますか。 |
| 職務代理 | この転用は、期間の延長となっております。農地については、以前から耕作放棄されており、工事の施行については問題ないと思っています。 |

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局

報告第5号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。

届出に係る農地は大字赤松の田2筆で、2筆の合計面積は623㎡です。譲受人は若桜町長、譲渡人は鳥取市の〇〇〇〇です。転用目的は、若桜町簡易水道の統合事業に伴う水道施設の整備です。権利の存続期間は永年、工事の期間は令和4年10月上旬から令和5年3月31日までです。許可不要の法的根拠としまして、農地法施行規則第53条第1号第5号、地方公共団体が土地収用法第3条の各号に掲げるものの敷地に供するため、その区域内にある農地の所有権を取得する場合とあり、土地収用法第3条第1項第18号、土地を収用し使用できる公共の利益となる事業のうちの、水道法による水道事業に供する施設に該当するため、許可不要となります。

会 長

担当委員から、何かありますか。

職務代理

農地については耕作放棄地となっており、赤松の皆さんで年に1、2回草刈りをする程度です。転用につきましては、町主体の公共事業、売買契約や相続に関する証明があり、許可不要の法的根拠もしっかり調べていると判断し、特に問題ないと思います。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

5. 付議事項

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字三倉の田3筆で、3筆の合計面積は3,157㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域外、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字三倉の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

2件目の申請に係る農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は901㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字三倉の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員

昨年までは若桜町の農業法人が作っていましたが、今年からは別の法人が耕作するという事です。先ほどの報告事項で、合意解約があったとおりです。特に問題はないと思います。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

（異議等なし）

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

3件目の申請に係る農地は大字若桜の田1筆と大字高野の田1筆で、2筆の合計面積は3,47

5㎡です。農振区分は、大字若桜が農用地区域内、大字高野が農用地区域外、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 貸付人ですが、家を訪ねても居ませんでした。農地の現状ですが、今は休耕地となっております。今は〇〇〇〇が耕しておられるそうですが、将来どうなるか目を凝らす必要があります。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の申請に係る農地は大字屋堂羅の田3筆で、3筆の合計面積は4,179㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員 10年前から耕作を委託されております。再設定で、引き続き借受人が受けるということですので、問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 5 件目の申請に係る農地は大字赤松の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は 1, 3 5 7 m²、農振区分は農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は八頭町福本の〇〇〇〇です。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理 ずっと前から、借受人が耕作している所です。再設定ということで、特に問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 6 件目の申請に係る農地は大字香田の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 7 6 0 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は (公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

事務局

7件目の申請に係る農地は、こちらも大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は3,052㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

8件目の申請に係る農地は大字長砂の田2筆と畑1筆で、3筆の合計面積は6,581㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

9件目の申請に係る農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は605㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

10件目の申請に係る農地は大字湯原の田3筆で、3筆の合計面積は1,716㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

11件目の申請に係る農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,783㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会長

すべて私の担当ですので、事前調査をしました。まず6件目ですが、これまでは〇〇〇〇が作られていたのですが、今回から若桜町の法人に変えるということです。新規設定ですけれども、貸付人が変わるだけで、特に問題はないと思います。7件目について、これまでは〇〇〇〇が作っていたのですが、このたびから若桜町の法人が作るということで、特に問題はないです。8件目ですけれども、これは再設定であります。〇〇〇〇が亡くなってから、ずっと借受人が作っておられ

ます。それで、契約が切れるということでの再設定ですので、問題はないです。9件目につきましては、こちらも契約が切れるということですが、利用権を返しても作ることができないということですので、引き続き借受人に作ってもらうということです。集落内については荒らさないようにということで、作ってもらっています。10件目については、田3筆になっていますが、現状は1枚の田です。貸付人は今までずっと作っておられたのですが、病気を患い作れないということで、今回から若桜町の法人に作ってもらうことになりました。奥さんと話をしましたところ、本当は自分で作るつもりだったようですけども、以上の理由ということでした。11件目につきましては、これまで若桜町の農業法人が作っていたのですけれども、1筆だけ作るというのも手間ですので、別の法人に頼みたいということでした。貸付人とも話をしたのですが、これまでも自分では作っておられませんので、耕作者が代わっても特に問題はないということで、了解を得ています。

この件について、質問、意見等はありませんか。

田中委員

8件目と9件目の長砂の案件、利用目的が畑となっておりますけれども、えごまを作られているのでしょうか。

会 長

畑というのは、長砂の奥のほうの農地で、〇〇〇〇としては、水田にはできないということで、今はえごまを植えています。条件が良い農地は水田にしますし、乾きやすい田とか、小さくて形が悪いような所は、えごまを植えたり、振り分けしながらやっておられるようです。

職務代理

全体を通してですけれども、賃借料が無料の案件や〇〇〇〇円の案件もあります。農業委員会では農作業標準賃金を以前出していましたけれども、賃借料の目安はないのですか。

会 長

これまでも話をしたことがありますけれども、あえて決めていません。

事務局

目安となる金額は、毎年公表をしておりますけれども、それを農業委員会で基準としてくださいということはありません。

職務代理 賃借料は当人同士の交渉として、基準がないということになると、話がしにくいのではと思いますが、どうでしょうか。

会 長 以前にもその話が何回かあり、若桜町の標準額みたいなものを作ってはどうかということがありましたけれども、協議をして、そこまで踏み込まなくてもいいという結論になりました。

伊井野委員 かつては、賃借料〇〇〇〇円が1番多かったですけれども、団地とかは急傾斜だということで、ある集落は補助金が出ている関係で、荒れるよりは作ってもらうほうが良いという所と、便利の良い所で、同じ若桜町の農業法人が耕作者でも賃借料〇〇〇〇円の所と無償の所の両方あります。別の法人が新しく作られる所は、大体〇〇〇〇円です。

会 長 来月の定例会でその審議をする予定としてください。
ほかに意見等がなければ申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 1 2 件目の申請に係る農地は大字大炊の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 4 7 0 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、賃借種別は無償での使用貸借です。

1 3 件目の申請に係る農地は大字大炊の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 3, 7 6 3 m²です。農振区分は記入がありませんが 2 筆とも農用地区域内です。設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、賃借種別は賃貸借で、1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

事務局 14件目の申請に係る農地は大字根安の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は1,080㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字根安の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字根安の〇〇〇〇です。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会長 これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員 12件目は、引き続き再設定ということで、問題ないと思います。13件目は、〇〇〇〇が亡くなっておりますので、その相続人代表が貸付人です。実際には若桜町の法人が作られるようです。14件目は、畑として作られるようです。現地に行ってみたらきれいに鋤いてありまして、芋とかが植えてありました。

会長 これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

会長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 15件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,311㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

16件目の申請に係る農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,160㎡で、新規設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借

種別は賃貸借で、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

17件目の申請に係る農地は、こちらも大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は527㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

18件目の申請に係る農地は、こちらも大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は448㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇です。利用目的は畑で設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。

19件目の申請に係る農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は711㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇です。利用目的は畑で設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

15件目ですが、貸付人が歳をとられて、もう作れないということですので、今回からは若桜町の法人にお願いしたいということでした。16件目ですけれども、以前は貸付人の息子さんが町外から上がって作っておられたようすけれども、それも難しいということで、こちらも若桜町の法人に新規で作ってもらうということです。17件目ですけれども、〇〇〇〇がもう作れなくなったということで合意解約をされて、今回から若桜町の法人にお願いされるようすです。18件目ですけれども、貸付人が、昨年までえごまを作っておられたようすけれども、もう作れないということで、今回から借受人に作るということです。19件目については、昨年までは休耕田で、年に1回は草刈りをして管理はしていたのですが、今回から借受人が借りて、大豆を栽培すると聞きました。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

会 長 18、19件目の現況が田で、利用目的はどちらも畑ですが、何を作られるのですか。

津村委員 吉川は大豆、岩屋堂はそばを作るようです。

会 長 皆さんから意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 20件目の申請に係る農地は大字中原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は969㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は大字中原の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償の使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 貸付人は、以前は他の方に農地を貸しておられたのですが、その方がもう作れないということで、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に貸して、それから若桜町の法人が作るということです。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。

会 長 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 21件目の申請に係る農地は大字大野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,534㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構です。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は貸貸借で、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 貸付人が病気になり、今年は無理ということで、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構にお願いされたようです。契約の内容については、貸付人、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構、若桜町の法人に確認をしました。特に問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。
寺前ですが、橋を渡った道の右手はどうか。

小林委員 あそこは、〇〇〇〇が3枚作っています。

職務代理 大豆を作っていますけれども、あそこは無農薬の自然栽培です。

伊井野委員 若桜町の法人は、今年はどれだけ作られるのですか。

小林委員 水稲が約6町です。将来的な目標は約15町です。しかし、1番困るのが水路の確保で、これから問題になってくると思います。特に排水路、水の便が悪い所は稲が作れないという状態になってしまいます。そこの対策を1番要望したいですね。水門を全部付けてもらおう等、何とか方策を練ってほしいと思います。水路が無理だと、借りたくても借りられなくなってしまいます。

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。
議案第2号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

農用地利用配分計画案に係る農地は大字三倉から大字大野までの19筆、合計面積は25,108㎡です。権利の設定を受ける者は、若桜町の法人となっております。契約期間は3年、貸借種別ですが、賃貸借が12筆で、使用貸借が7筆。賃借料ですが、賃貸借の分はすべて〇〇〇〇円です。農地中間管理機構から初めて法人形態の耕作者へ新たな農地を配分するため、事業の種類等の項目の記載を省略できるものとなっております。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員

これらは、個人が頼まれる分は含まれているのでしょうか。

小林委員

含まれています。今回から若桜町の法人が受ける圃場につきましては、すべて(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を通すものを載せています。

伊井野委員

貸借ではない、受託事業のほうはどうですか。

小林委員

それは全く別です。受託面積ですが、今春作業にかかっていますのは約10ヘクタール弱です。また、受託内容は、耕うん、田植えから収穫まで、個人の方からの受託としております。

※研修

会 長

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、申請どおり決定します。

議案第3号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、若桜町農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)についてです。前回の農業委員会では、すんなり理解していただける状態ではありませんでしたので、一旦保留とさせていただき、今回研修をさせていただくことになりました。

会 長

議案第3号が残っていますが、審議の前に、研修を先に行います。

事務局

ここから研修に入らせていただきます。本日は(一社)鳥取県農業会議、鳥取県職員の方に来ていただき、研修をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

{(一社)鳥取県農業会議及び鳥取県農林水産部経営支援課による研修}

事務局

議案第3号については、まだ修正箇所がありますので、今回も保留ということにさせていただきたいのですが、よろしいですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、次回の定例会で決めましょう。

| | | |
|--------|-----|---|
| 6. その他 | 事務局 | 研修は以上で終了とします。またこういう機会を作りたいと思いますので、よろしくお願ひします。本日はありがとうございました。議案第3号につきましては、再度見直しとさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひします。 |
| | 会 長 | その他の事項です。 ●次回定例会は、5月13日（金）9：00～に決定。 ●事務局で、農業委員会の活動記録簿を購入し、農業委員及び農地利用最適化推進委員に活動記録簿を配布する。 |
| | 会 長 | 以上で、令和4年度第1回の定例会を終了します。 |